

11月「子ども・若者育成支援強調月間」

インターネットについて、親子で一緒に考えよう

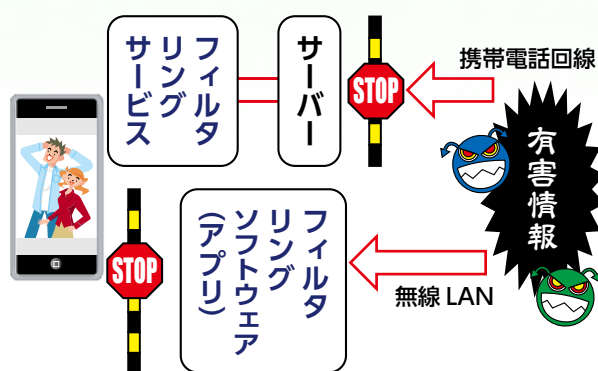
今や生活に欠かせないインターネットですが、便利な反面、危険もいっぱいです。

今年10月には県青少年健全育成条例が改正され、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話にフィルタリングサービスの利用が徹底されました。

インターネットを安全・安心に利用するため、利用方法を親子で考えてみましょう。

フィルタリングはなぜ必要？
 インターネットは便利な反面、わざとせつな写真や、犯罪を促す表現などを掲載する有害なサイトもあります。これらの情報に無防備なまま接することで、悪影響を受けたり、犯罪に巻き込まれたりすることがあるため、有害サイトから子どもを守る方法として、フィルタリングが必要です。

フィルタリング(イメージ図)



※フィルタリングは接続する回線ごとに必要です。

フィルタリングとは？
 インターネット上の情報を判別し、子どもに見せたくないサイト(自殺・暴力・虐待・アダルト・違法薬物サイトなど)の閲覧を制限する機能のことです。

家庭でのルール(例)
日常生活に支障を来さないよう、長時間の利用を控える
 ・使ってもよい時間・場所を決める
 ・利用料金の上限を決める
犯罪などに巻き込まれないようにする
 ・ネット上で知り合った人と云わない
 ・個人情報や悪口を書きこまない
 ・写真などを安易に公開しない
 ・困った時は必ず大人に相談する

問合せ 人づくり課

親子で話し合おう
 フィルタリングで制限するだけでなく、なぜ見せたくないサイトがあるかなど、インターネットを安全に利用するための知識を身につけることも大切です。そして、インターネットの使い方について、親子でルールを作っていくかが大切です。

条例の改正で、何が変わるの？
 子どもが使用するスマートフォンや携帯電話について、保護者に次の2点が義務付けられました。
 ①フィルタリングサービスを利用しない場合、携帯電話事業者に「利用しない正当な理由」を書いた書類を提出する
 ②家庭で子どものインターネット利用を管理し、ルールづくりに努める

市青少年育成市民会議主催、市 PTA 連合会共催 **青少年育成シンポジウムを開催**

わが家の宝物(作文・標語)の表彰のほか、「さんまのスーパーからくりTV」でおなじみの下地敏雄さん(教育アドバイザー)による講演会を行います。

期日 11月22日(土)
 時間 午後1時30分～3時35分
 場所 文化創造センター・アーラ
 講演テーマ 夢と人～大人としての、子どもとの接し方～
 入場料 無料(事前申込は不要)

※託児あり(未就学児)。希望者は11月14日(金)までに人づくり課へ申し込む。

問合せ 人づくり課

